

## 令和5年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和5年12月1日(金)  
午後2時00分～  
場 所 コンシェルジュフラノ  
2F 大ホール

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議 事 議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について

5. その他

6. 閉 会

## 富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
軽 米 達 也	団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
佐 藤 健 治	団体推薦 R4.11～ (富良野商工会議所常議員)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合専務理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
山 本 智 久	団体推薦 R4.11～ (ふらの金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
長 屋 由 美 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会会長)
沖 田 太 一	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
福 井 早 苗	公募委員

議案第1号

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観 第124号  
令和5年12月1日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく富良野市中小企業振興総合補助金交付要領の改正（案）について

（別紙のとおり）

1. UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業の拡充等

【これまでの経過】

- ・市内企業の福利厚生を充実させ、従業員の市内定住並びに企業への定着を促し、人材確保を図ることを目的に平成31年4月から事業がスタート。

【制度改正の背景と考え方】

- ・R5年度に市内事業所・従業員それぞれを対象に実態調査を行った結果、市内の家賃が高いことを指摘する意見が多くあった。
- ・一方、企業を対象にした実態調査では、「人材定着・離職防止の取り組み」として「家賃等の手当・補助」を実施しているのは、回答企業中わずか16%であった。
- ・富良野市の人材不足は深刻な状況であり、人材確保と定着のためには、生活基盤である住居に対して更なる対策が必要であると考えられる。

以上のことから、人材確保・定着の促進を目的に、企業が制度を利用しやすいよう補助金上限額の拡充と対象者の緩和を検討したい。

【制度内容】

●現行

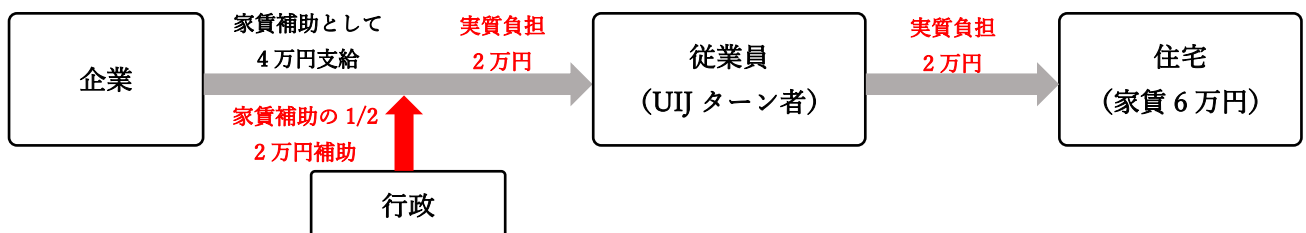
対象年齢 ※各年4月1日現在	補助期	補助金額	補助金限度額
28歳以下	5年間	補助対象経費（住宅手当相当額・住宅手当等（家賃2/5））の1/2以内の額（千円未満切り捨て） ※各年4月1日現在28歳以下である場合、補助期間4年目以降、補助対象経費の1/4以内の額とする	1万円/月 ※補助期間4年目以降は5千円/月
29歳以上 38歳以下	3年間		



●改正（案）

対象年齢 ※各年4月1日現在	補助期間	補助金額	補助金限度額
39歳以下	5年間	補助対象経費（住宅手当相当額・住宅手当等）の1/2以内の額（千円未満切り捨て）	2万円/月

※例



## 2. 採用活動支援事業（仮）（新規）

### 【これまでの経過】

- ・「学卒者地元就職促進事業」にて、人材の育成及び確保を図り学卒者の地元就職を促進することを目的に、中小企業者等が市内中学校又は高等学校と連携して行う事業を支援してきたが、実績はあまりない状況。

### 【制度新設の背景と考え方】

- ・高校生の進学志向の高まりから、市内学卒者の採用は年々難しくなっており、市外からの採用が必要な状況になっている。
- ・R5 実施の実態調査では、企業の人材確保の取り組みとして「ハローワークの求人」が大多数、「自社 HP」「社員からの知人紹介」が次いで多い結果となっており、また採用活動の課題としても「採用活動に費用や時間をかけていない（余裕がない）」が最も多く、経営者や社員自らが積極的に採用活動に取り組めていないことが予想される。
- ・一方、学生を対象とした調査結果では、情報収集の方法として多かったのが、「インターンシップ・職業体験」「企業説明会での情報」などで、「ハローワーク」は少ない結果であった。

以上のことから、企業自らが行う採用活動の促進を目的に、既存の「学卒者地元就職促進事業」を廃止し、廃止事業の内容も包括したうえで、市内中小企業者等の合同企業説明会への出展等に要する経費の一部を補助する制度の新設を検討したい。

### 【制度内容】

目的	・市内中小企業と求職者との新たなマッチングの機会の創出と雇用の促進を図るため、民間企業が主催する合同企業説明会等に出展する市内中小企業者等に対して、当該出展に要する経費の一部を補助します。 ・市内企業自らまたは中学校や高等学校と連携して行う採用活動に対して、その費用の一部を補助することで、採用活動に意欲ある企業の人材確保を後押しします。
補助上限額	20万円（対象経費 1/2 以内）
対象業種	・市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認） ※一次産業を除く
対象事業	・合同企画説明会等の出展に係る経費 ・中学校や高等学校と連携して行う人材育成事業、就職促進事業に係る経費 ・インターンシップの受入に係る経費
対象経費	・ブース費に相当する出展小間料 ・借料 ・委託料 ・外注費 ・インターン等に要する保険料、教材費等 ・インターン実施者の受入旅費、宿泊料（飲食代、食糧費は除く） ・その他市長が認める費用

### 【その他】

- ・申請は1事業者年1回とする。（複数の採用活動を1つの計画にまとめて申請可能）
- ・申請時に採用活動計画を提出し、その計画にある対象事業および経費を補助対象とする。
- ・大学、専門学校訪問の旅費については、既に多くの企業が学校訪問を実施しており、目的地、移動手段、行程など補助事業内容の精査が難しいことから対象外とする。
- ・求人サイト、情報紙への掲載料など広報費については、事業目的としているマッチング機会の創出とはならないことから対象外とする。
- ・事業後のアンケート実施、成果（内定者・就職者数等）報告を必須とする。

### 3. 職場環境等整備支援事業（仮）（新規）

#### 【制度新設の背景と考え方】

- ・労働実態調査より、従業員の職場への不満として、賃金の次に多かったのが「仕事環境が悪い・整っていない」「職場に休憩できる環境や整備、仕組みがない」など「働く環境」であった。
- ・人材確保には、処遇改善だけではなく、環境の整備も必要だと考えられる。

以上のことから、労働環境改善を通じて人材の確保と定着を目的に、職場環境の改善に係る費用を補助する事業の制度化を検討したい。

#### 【制度内容】

目 的	従業員が働く労働環境等の改善に要する経費を補助することで、従業員の定着を支援します。	
補助上限額	50万円 ※店舗等新築改修費と同様、対象経費により定額変動	
	補助対象工事費用（税抜）	補助金額（定額）
	50万円以上 100万円未満	10万円
	100万円以上 150万円未満	20万円
	150万円以上 200万円未満	30万円
	200万円以上 250万円未満	40万円
	250万円以上	50万円
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認）</li> <li>※通年営業している事業に限る</li> <li>※経営者及びその親族のみで営業している事業者は対象外</li> </ul>	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の労働環境等の改善につながる工事</li> <li>・トイレや休憩室、更衣室の新設、改修 ・エアコンや暖房等の設置工事 ・社員寮（社宅）の整備</li> <li>※機械設備や備品等の単純更新は対象外</li> <li>※経営者や特定の従業員しか効果を受けないものは対象外</li> <li>※店舗兼住居の場合、店舗機能にのみ影響するもののみ対象とし、住居に係るものは対象外</li> <li>※従業員への要望聞き取り等の状況把握を必須とする</li> <li>※指定管理施設は対象外とする</li> </ul>	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 ・機械装置等備品購入費 ・その他市長が認める費用</li> </ul>	

※次年度環境課にて、断熱や窓交換、太陽光発電装置設置などを対象とした補助メニューの対象を拡大し、事業所も対象とする予定であることから、環境課の補助対象となり得る工事はそちらを優先してもらいます。

#### 4. 人材開発支援事業（仮）（新規）

##### 【制度新設の背景と考え方】

- ・運転手や保育士など専門的な資格を有する人材は全国的に不足している。
- ・富良野市内でも人材不足から、営業時間の短縮や事業縮小等をする事業者が相次いでいる。
- ・有資格職は無資格職と比べて人材確保がより困難な状況があることから、企業が行う従業員の資格取得や研修等への支援制度の新設を検討したい。

##### 【制度内容】

目的	・公的機関が実施する研修等に参加する費用や市内事業者が実施する研修費、自社業務に関連する資格取得等の費用を支援することで、従業員の定着を支援します。
補助上限額	・1事業者あたり100万円（対象経費1/2以内） ※ただし資格取得に関しては1名あたり20万円（補助対象経費1/2以内）を上限とする。
対象業種	・市内に本店または、主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認） ※通年営業している事業に限る ※経営者及びその親族のみで営業している事業者は対象外
対象事業	・公的機関が実施する研修に従業員への参加 ・自社業務に関連し、事業者が実施する研修費用 ・自社業務に関連し、事業者が負担する従業員の資格取得
対象経費	・講師派遣料 ・資格取得に関する受講、受験料（手数料除く） ・教材費 ※以下対象外 ・取得済み資格の継続研修や更新費用 ・市内で資格取得、研修が可能だが市外で受講するもの ・普通自動車免許の取得費用

- ・補助額積算→ 市内で不足している大型二種免許（バス運転手）をベースに検討。

※中央バス自動車学校（富良野自動車学校では大型二種の取得不可）

普通免許から取得の場合 約46万円 × 1/2（補助率） ≒ 20万円/人 × 5名

- ・資格取得は、従業員へ資格取得等させる計画や名簿などを提出してもらい、合格した従業員分のみを支援。

## 5. 新規創業応援事業（仮）（新設）

### 【これまでの経過】

- ・新規の創業支援として「新規開業・新事業展開支援事業」を平成 25 年 4 月から実施。新規開業に伴い 2 人以上の正規雇用があることを補助要件とする。
- ・これまでの相談では、正規雇用がない創業や開業が多く、その他に申請可能な「新規出店家賃補助事業」「店舗等新築改修費補助事業」「IT 化導入支援事業」などをすすめていた。
- ・また、過去申請があった 11 件のうち、3 件が途中で雇用要件を満たせず「申請取消」となっている。

### 【制度新設の背景と考え方】

- ・創業や開業にともない正規職員を確保することは難しく、「新規開業・新事業展開支援事業」の「安定的な雇用の創出を図る」という目的が市内実情に合わなくなってきている。
- ・観光シーズンには、観光宿泊客に対して飲食店が少なく、飲食難民が増加傾向（オーバーツーリズム気味）にあり、市民も飲食店を利用できない状況がある。
- ・労働実態調査でも、富良野市は観光向けのコンテンツばかりで市民が利用できる施設や店舗が不足しているというような意見が多数見られた。
- ・都市機能誘導区域（旧：中心市街地区域）をはじめ、市内事業者の廃業・シャッター化が進み、市内で新たに創業・開業する事業者も年々減少傾向であり、空き店舗が増加傾向にある。※市で把握する空き店舗→約 30 店舗

以上のことから、「新規開業・新事業展開支援事業」を廃止し、市民の利便性及び満足度と観光業の魅力向上や空き店舗対策を目的に、創業支援を充実させた事業の制度化を検討したい。

### 【制度内容】

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と観光客の両方が利用可能な市内産業を充実させ、市民満足度と観光業の魅力向上を図るため、市内での新規創業を支援します。</li> <li>・加えて中心市街地の空き店舗対策として、市が定める特定地域での創業をより支援します。</li> </ul>		
補助上限額	最大 300 万円		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本額 定額 50 万円（対象経費が下回る場合はその金額）</li> <li>・以下加算額については、基本額を超える対象経費の 1/2 を補助</li> </ul>		
	都市機能誘導区域等加算	上限額+50 万円	※富良野市立地適正化計画（R5～R22）+山部市街地
	店舗集積重点地域加算	上限額+50 万円	都市機能誘導区域内にある「商業地域」「近隣商業地域」（へそ歓楽街や商店街等、店舗集積することで他店舗との相乗効果が見込める地域）
	転入加算	上限額+50 万円	移住 1 年以内に申請
	若者加算	上限額+50 万円	申請時 39 歳以下
従業員雇用加算	上限額+50 万円	1 名当たり 10 万円×5 名	
対象業種	<p>創業に伴い、市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主の方（登記または住民票で確認）</p> <p>店舗集積重点地域加算に関しては以下の業種のみ対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食（屋台、キッチンカー×）</li> <li>・小売業（無店舗×）</li> <li>・洗濯、理容、美容</li> <li>・入浴業</li> <li>・技術サービス</li> <li>・生活関連サービス</li> </ul>		
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗改修費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・店舗等賃借料</li> </ul> <p>※店舗改修費は「店舗等新築改修費補助事業登録事業者」</p> <p>※原則、市内事業者に支払う経費を対象とし、市内調達が不可能な場合のみ要相談</p>		



※その他要件

- ・継続性と将来的な成長性が期待できる事業計画を有していること
- ・通年営業が見込まれ、事業ターゲットが特定の利用者（例：観光客）に限定されていないこと
- ・会議所、商工会にて起業相談を受け、起業後は、会議所、商工会へ入会すること
- ・補助金を申請して1年以内に開業することが可能なこと
- ・他の補助金との併用不可（創業者経営支援事業以外）
- ・創業後、3年間は店舗等新築改修費補助事業の申請不可
- ・創業後、広報ふらの等取材への協力すること
- ・市内移転は対象外
- ・対象事業と対象外事業の両方を営む場合は、対象となる事業に係る経費分のみを補助する

【参考】

※「新規出店家賃補助事業」を統合せずに別で継続する理由

新設を検討している「新規創業応援事業」でも店舗等の賃借料を補助対象経費としているが、本制度は、「市民も利用可能な産業の充実」をひとつの目的としており、例えば簡易宿所のような一般的に観光客向けで市民の利用が想定されない創業の場合は、補助適用外となる。そういった事業への支援施策を失くさないため「新規出店家賃補助事業」は別で継続する。

※店舗集積重点地域加算で宿泊業を対象としないのは、市民満足度の向上につながらず、これ以上の増加は雇用の奪い合いにもつながるため。

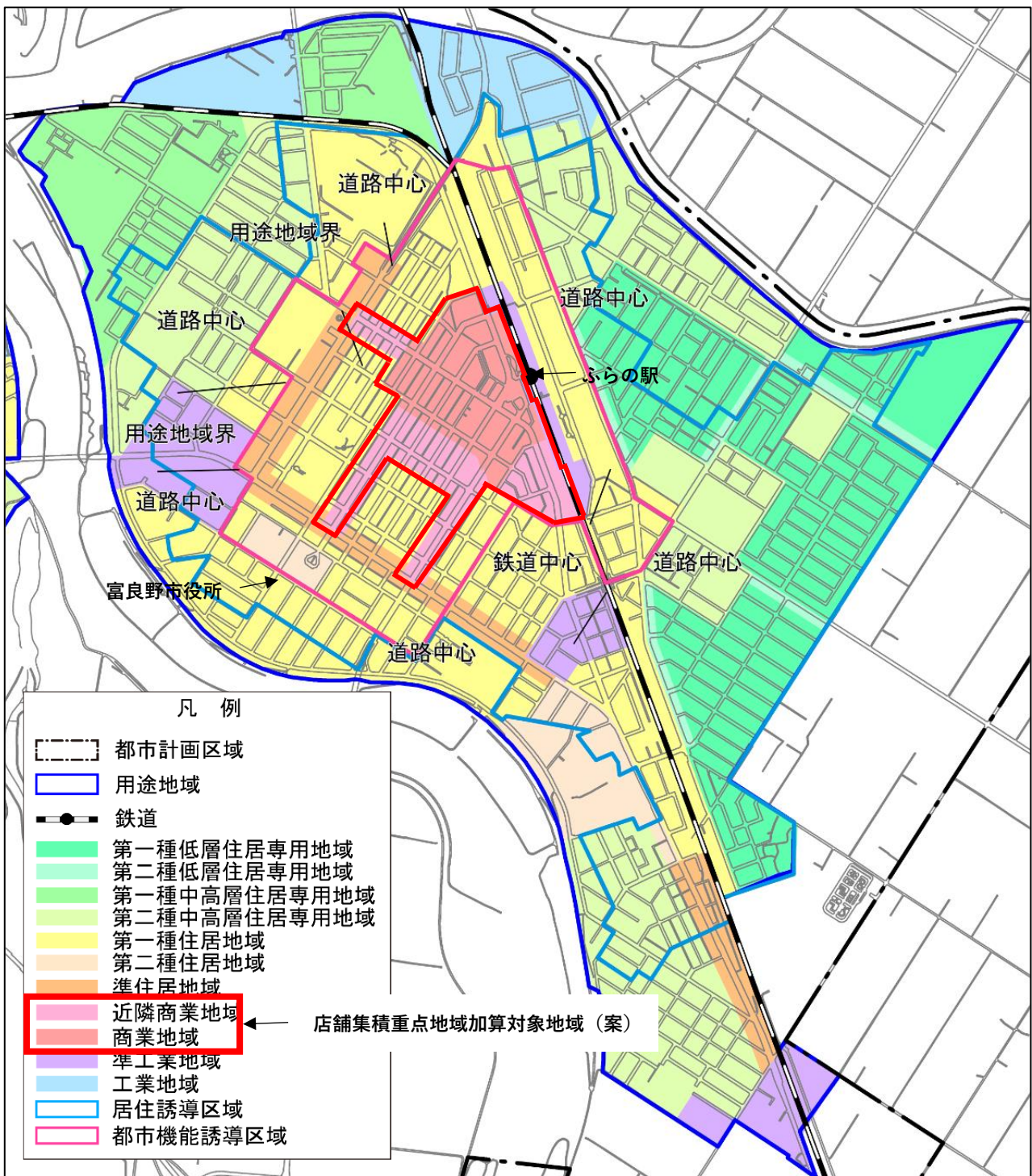
## 6. 都市機能誘導区域の取扱いについて

### 【これまでの経過】

- ・「新規出店家賃補助事業」では富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地区域内を補助対象地域とし、令和2年度末に計画が終了した後も継続して補助対象地域としていた。

### 【背景と考え方】

- ・しかし、新たに策定された富良野市立地適正化計画（令和5年4月1日公表）にて都市機能誘導区域が設けられたことから、「新規出店家賃補助事業」の補助対象地域を中心市街地区域内から都市機能誘導区域に変更したい。
- ・また、新たに実施する「新規創業応援事業（仮）」についても、この都市機能誘導区域を加算条件のひとつとし、さらに区域内にある「近隣商業地域」「商業地域」を「店舗集積重点地域加算」の対象地域としたい。



## 7. 補助対象従業員の雇用形態について

### 【これまでの経過】

- ・現在、中小企業振興総合補助金では「正規職員」を以下のとおり定義して、「新規開業・新事業展開支援事業」の雇用加算要件や「UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業」の対象従業員の確認を行ってきた。

下記の①から④の条件すべてに合致していること

- ①事業主と労働者の相手で雇用期間の定めのない労働契約を締結している
- ②1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること（30時間未満の者を除く）
- ③通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること
- ④支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りではない。

※通常の労働者＝「同じ事務所にて雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者（週30時間未満の労働時間のものを除く）」

※生計を同一とする親族を雇用するもの、2親等以内の親族を雇用するものについては、含めない。

### 【背景と考え方】

- ・人材が不足するなか、企業が希望する雇用形態が必ずしも正規雇用ではなく、また、労働者側も共働き世帯の増加や所得制限の壁などから雇用形態のニーズが変化してきている。
- ・企業を対象とした実態調査からも正規職員以外の採用を希望する意見が多くあった。
- ・以上のことから、次年度以降「新規創業応援事業（仮）」「UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業」の補助対象となる従業員の雇用形態は以下の条件のもと「正規職員」に限らず対象としたい。

※雇用期間と労働時間の条件を緩和

下記の①から④の条件すべてに合致していること

- ①事業主と労働者との間で1年以上の期間の雇用契約を締結しているもの。  
1年以内であっても、就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている。
- ②1日または1週間の労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が、通常の労働者の3/4以上である。  
(※社会保険加入要件を参考)
- ③時間当たりの基本給および賞与・退職金などの算定方法などが通常の労働者と同等またはそれ以上である。  
(※厚生労働省が定義する短時間正社員の条件を参考)
- ④雇用主と生計を同一とする親族、2親等以内の親族の雇用ではないこと。

※通常の労働者＝同じ事業所に雇用されている同種のフルタイム労働者（正規職員）

※対象外→派遣労働者、短期雇用者、日雇労働者、季節労働者

## 8. 補助対象業種の拡大について

### 【これまでの経過】

- ・現在の補助対象は、主に中小企業者等（事業によって、農業者又は農業生産法人、NPO 法人も含む）としている。
- ・補助対象を限定する理由は、「特定の政策に基づき事業が行われるため」としている。
- ・現在、各補助メニューでは幼稚園等の「学校法人」や病院等の「医療法人」、大企業は対象となっていない。

### 【背景と考え方】

- ・補助事業の設計の基本的な考え方のなかには「市内中小企業者の人材確保や就職後の定着につながるもの」が含まれており、富良野市は他の自治体と比べ人材不足が深刻な状況であることから、1～4の事業（※）を検討している。（※UIJ ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業、採用活動支援事業（仮）、職場環境等整備支援事業（仮）、人材開発支援事業（仮））
- ・最近市内では、介護事業所など市民生活に直接影響する事業者が人材不足を理由に廃業しているケースもあり、労働力確保は業種や会社規模を問わず富良野市全体として喫緊の課題となっている。

以上のことから、1～4の人材確保やその定着を促進する補助事業に限定して、現在補助対象としていない「学校法人」「医療法人」等の法人格や大企業など市内にある事業者を幅広く補助対象としたい。

### 【内容】

1～4の補助事業の対象者を次のとおりとする。

以下の条件を満たす富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者

- ・補助金交付申請の日の1年前の日から交付申請の前日までの間に、事業主の都合による解雇がない者
- ・市税を滞納していない者
- ・雇用保険の適用事業所である者（新規創業の場合は、見込みで可）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者
- ・富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない事業者であっても、補助事業の対象とします。

### 【参考】

※中小企業者等の定義「補助申請の手引きより」

中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものをいう）、事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいう（条例第2条第1項第1号、条例施行規則第2条第2項）

市長が特に認める団体

①市長が特に認める団体の例示

- ・商工会又は商工会議所
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条の規定に定める一般社団法人等
- ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に定める特定非営利活動法人
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定に定める社会福祉法人
- ・商店街組織

②団体の活動内容等を把握した上で特認とするかどうか、市長が判断するもの

- ・実行委員会
- ・その他の任意団体

③この条例において市長が特に認める団体に該当しないもの

・町内会、区会 ・連合町内会 ・農事組合 ・その他の地縁団体

※この補助金は、中小企業者等への支援を通じて中小企業の振興、経済の振興を図ることを目的としていることから、町内会等の事業については対象外とします。市民生活部市民協働課で所管する地域づくり推進事業補助の活用を検討ください。

※〇〇振興会、〇〇振興協議会など、地域おこし等の活動を行う任意団体がこの補助金を受けることができるかどうかについては、団体の活動内容、申請事業内容等を把握した上で特認とするか市長が判断することとします。

※中小企業庁 HP「FAQ 中小企業の定義について」より

**Q6：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当しますか。**

農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。（Q2をご参照ください）

**Q2：中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。**

会社法上の会社を指すものと解しています。

また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下の通りです。

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"><li>株式会社</li><li>合名会社</li><li>合資会社</li><li>合同会社</li><li>(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)</li></ul>
士業法人	<ul style="list-style-type: none"><li>弁護士法に基づく弁護士法人</li><li>公認会計士法に基づく監査法人</li><li>税理士法に基づく税理士法人</li><li>行政書士法に基づく行政書士法人</li><li>司法書士法に基づく司法書士法人</li><li>弁理士法に基づく特許業務法人</li><li>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人</li><li>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人</li></ul>

## 9. 外国人労働者の取扱いについて

---

### 【これまでの経過】

- ・中小企業振興総合補助金では、従業員の雇用を要件とする事業があるものの、日本人の雇用しか想定されていなかった。

### 【背景と考え方】

- ・日本全体の生産年齢人口が減少傾向にあることから、全国的に外国人労働者が急増しており、富良野市でも農業や宿泊業を中心に外国人の雇用が増加している。
- ・今後も外国人労働者の増加は必至であり、労働力確保の支援を検討するにあたり、外国人の雇用を想定する必要がでてきた。

外国人雇用に関する法律は年々改正されていることから、細かい取り決めではなく取扱いの方向性を諮問したい。

### ※考え方（一例）

- ①市補助制度は、雇用される個人ではなく事業者へ支援するものであることから、国籍を問わず一定条件の雇用等であれば支援したほうがよい。
- ②外国人労働者は、「永住者」「日本人の配偶者等」など一定の在留資格がなければ、就業期間（在留期間）に制限があり、日本人よりも長く働く可能性が物理的に低いいため、補助対象にする際は厳しく制限した方がよい。またはしない方がよい。

## 10. 補助事業の実施期間について

---

- ・全国的な生産年齢人口の減少から、各地で有効求人倍率は上昇しており、どの企業でも人材を取り合う状況となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症終息の兆しが見えたことで観光需要が回復し、宿泊業をはじめ関連産業の人手不足が顕著になっている。
- ・富良野市でも、人手不足を原因に業務縮小や廃業となるケースが出てきていることから、対策は待ったなしの状態であり、全体でスピード感を持って進める必要がある。

以上のことから、2～4の人材確保対策に関する補助事業については、「いつからでも取り組める」「いつまでも取り組める」という制度ではなく、早急に、そして集中的に支援策を講じる必要があると考え、実施から3年間の限定的な制度としたい。

※3年後の実績や社会情勢を鑑み継続か否か検討する。